

より土地Aは二〇、それから土地Bは二二ブッシェル生産するものとしよう。土地Bでの新しい一〇ブッシェルは何の地代ももたらさず、今度も、 $22-20=2$ ブッシェルの地代という以前の差異がなお存在したままである。以前と同様に、土地Aがなお一般的生産価格を決定し、すべての土地種類は「競争力がある」ままである(「競争力がある」という表現はエンゲルスによっても非常に独特な方法で使われているのだが、われわれはその簡便性のゆえにそれに従ってきた)。

なお先に進んで、場合によっては、「ひとたび耕作された土地種類がすべて競争力をもっている」にもかかわらず、生産の拡大によって地代が減少することを証明できる。しかしながら、それには、マルクス自身が差額地代Ⅱからひき出した結論が、たったいま批判したエンゲルスの主張と全く対立するということを示せば十分である。(第二卷二六二―二七〇頁参照)

(3) つまり、「利用可能地」に分割された総地代。  
(4) 一八七六―一八八〇年と一八八六―一九〇〇年は『小辞典』の穀物価格による。一八四六―一八五〇年および一八六六―一八七〇年は官庁統計より筆者が算定(「シュエッフエルのライ麦Ⅱ四〇キログラム)。

## 共同研究室

昭和五十年第四回研究会(七月四日)

▼テーマ 県民所得統計発展の現状と問題点  
報告者 後藤文治氏

報告要旨

一 はじめに

報告者は、さきに「県民所得統計の発展と県民所得標準方式」と題する研究ノートを本誌の左記各号にわたって掲載した。

(本誌巻号)

(研究ノートの章別)

第十八巻第五・六号

序章、第四章

第十九巻第四号

第五章

第二十巻第四号

第六章

第二十三巻第四号

第七、八章(結言)

今回の研究会報告は、右記の研究ノートのあとを受けて、県民所得統計の発展の経緯と現状について紹介するとともに、その問題点について論述することを目的としたものであった。しかしながら、本報告においては、報告テーマの内容の上

からみて、詳細は右記の研究ノートの参照に譲らざるを得なかつた。そこで、同ノートとりまとめ以後の推移を補足しながら、概述的報告を行なつた。

## 二 県民所得統計の意義・役割と基本的問題点

そもそも県民所得という概念は、国民所得の概念を県という地域範囲に適用したもので、それを推計対象とした県民所得統計は、あたかも国における国民所得統計と同じ意義・役割をもって、県の段階で自主的に作成され、利用されているものである。

しかし、それと同時に、これを全県にわたつてとりまとめると、地域別国民所得統計としての体系を構成するという意義・役割をあわせもつに至っているものでもある。

このような意義・役割をもつた県民所得統計の作成および利用については、当然のことながら、国民所得統計における概念規定や計算体系を共通の基準としての、相互比較のための標準化が要請される。そのため、後述のように、国民所得統計の作成機関である経済企画庁により県民所得推計標準方式が提示され、県民所得統計の全県レベルにおける発展が推進されて来たが、その発展の推移の基底には、理論的および

実際の両面にわたつて、つぎのような、基本的問題点が伏在していることを看過してはならない。

まず理論的な面における基本的問題点の最大のものとしては、県という行政区画を単位とする地域経済を対象として、国の場合の国民所得の推計に準じて、県民所得の推計を行なうことの理論的な根拠ないし妥当性の有無があげられる。つまり、国の場合とは異なる事情として、県の場合は、それはたんなる行政区画による地域単位に過ぎず、ここでは自給度も独立性も低く、一つの、まとまった経済圏として、自己完結的な経済循環のメカニズムを有するものではないのである。このような地域経済の特性に対する考え方とり扱い方のいかによつては、県民所得推計の実施や利用の面で、消極的ないし否定的な見解が主張されることになる。現に、その旨の提言は、県民所得推計着手の当初の時期から、関係者の一部においてしばしば行なわれたこともあるにかかわらず、その論理的帰結をみるに至っていない課題として残されているのである。

他方、実際のな面における基本的問題点として、国の場合に比較して、県の場合には、県という地域単位の基礎資料の



期 (昭和41~45年)	Ⅲ 整 備 時 期		Ⅱ 普 (昭和)			
	後半時期 (昭和36~40年)	前半時期 (昭和31~35年)				
<p>○41年「県民所得の標準方式」の改訂に着手 主要系列表を主とし、勘定表を従に置く。</p> <p>○42年所得部で「昭30年県民所得統計」編集(至誠堂刊行)</p>	<p>○31年「県民所得の標準方式」の部分改訂</p> <p>○37年所得部で「昭30年県民所得統計」編集(至誠堂刊行)</p> <p>○上記部分改訂のとり入れ普及</p> <p>○市町村民所得の指導強化</p> <p>○35年I・O表作成推進</p> <p>○長期時系列の一貫推計の推進</p>	<p>○31年「県民所得の標準方式」策定</p> <p>主要系列 県内生産所得 県民個人支出 県民個人所得 補助系列 産業別個人所得</p> <p>○4系列の推計普及 県内生産所得 県民分配所得 個人支出 個人所得</p> <p>○時系列整備に努む。</p> <p>○簡易速報推計の開発</p> <p>○市町村民所得推計の指導育成</p> <p>○30年I・O表作成推進</p>	<p>推計系列は、個人所得、生産所得に重点を置き、県民総支出は外す。</p> <p>○29年国民所得に27年分県民所得統計篇の集録を始む。</p>			
<p>○1968新SNA最終案提示公表</p>	<p>○1964SNA改訂第一次案提示</p>	<p>○1958SNA部分改訂 OECD勘定方式</p>	<p>○主要系列表を主とし、勘定表を従に置く。</p> <p>○33年勘定を主とし、主要系列表を主とする</p> <p>○国民経済計算調査委員会(34、36)</p> <p>○国民経済計算調査委員会(38、39年)設置の上研</p> <p>○金融連関表作成研究を始む。</p> <p>○上記により、所得勘定としての計算体系を前面に出して推計</p> <p>○国民所得とマネーフロアの統合勘定作成</p> <p>○昭30年国富調査結果公表(33年)</p>	<p>○33年勘定を主とし、主要系列表を主とする</p> <p>○国民経済計算調査委員会(34、36)</p> <p>○国民経済計算調査委員会(38、39年)設置の上研</p> <p>○昭30年国富調査結果公表(33年)</p> <p>○昭38年、35年I・O表7省庁共同作成完了</p> <p>○昭35年国富調査結果公表(38年)</p>	<p>○33年勘定を主とし、主要系列表を主とする</p> <p>○国民経済計算調査委員会(34、36)</p> <p>○国民経済計算調査委員会(38、39年)設置の上研</p> <p>○昭30年国富調査結果公表(33年)</p> <p>○昭38年、35年I・O表7省庁共同作成完了</p> <p>○昭35年国富調査結果公表(38年)</p>	<p>○主要系列表を主とし、勘定表を従に置く。</p> <p>○29年、5、27年一応定着所得白書として発表始む。</p> <p>○勘定方式により試算、実質所得計算</p> <p>○調査部国民所得課</p>
<p>卓上電子計算機 コンピュータ</p>		<p>卓上電子計算機</p>				

V 将来	IV 拡充時	
	後半時期(昭和46~50年)	前半時期
<p>○国民所得統計新SNA移行後大改訂が要請される。</p>	<p>○国民所得推計研究会(50年)標準方式・早期推計研究</p>	<p>○45年「県民所得の新標準方式」</p>
	<p>○県民所得推計研究会設置</p>	<p>○42年標準方式改訂試案により各県試算開始・普及化</p>
	<p>○1972国民社会勘定案</p>	<p>○46年以降新標準方式による推計に名実ともに移行 本格的に県民所得勘定の整備拡充進む。</p>
	<p>○国民経済計算調査会議設置(49年)</p>	<p>○45年事実上新方式に移</p>
<p>○52年新SNAによる推計公表予定</p>	<p>○49年に昭45年I・O表結果公表 ○昭和45年国富調査結果公表(49年) ○所得統計週及改訂表(26)48年結果公表(50年)</p>	<p>○40年I・O表・結果、公表 ○28年まで週及推計公表(45年)</p>
	<p>48年国民所得部に国民経済計算調査室設置</p>	

四 県民所得の現行計算体系

県民所得の現行計算体系は、昭和四十五年三月経済企画庁から提示された「県民所得の標準方式」に則っているので、その表章形式や構成項目の概念規定についての報告を行なった。(その表章形式に関する報告の具体的内容については、冒頭掲示の「研究ノート」参照に譲る。)

しかしながら、右の問題に関する研究報告や質疑応答のな

かで、討論の主な焦点となったのは、生産概念、県際関係の把握の困難性、資本形成Ⅱ投資の概念内容の規定なかんずく個人住宅建設を投資概念に含めることなどに対する疑義に集中されたことを付記しておく。

五 県民所得統計の今後の発展のために残された課題

現在、県民所得統計は、つぎの発展段階を旨指しての関頭に立たされているが、それが軌道に乗るためには、以下に掲

げるような、諸々の困難かつ重大な課題が残されている。

- 1、現行標準方式の問題点の整理と中間的部分改訂の検討
- 2、精度のよりいっそうの向上と県際比較の可能性の向上
- 3、分析面ないし利用面の推進・開発
- 4、長期時系列の本格的整備
- 5、早期簡易推計の推進・開発
- 6、市町村民所得統計の指導育成ないし県内地域別所得統計の整備
- 7、県民経済計算の整備開発
- 8、県民福祉指標の開発

これらの課題については、すでに早くから各県それぞれにより自主的な取り組みが継続して行なわれ、経済企画庁（国民所得部）がその指導育成にあたって来ているが、本報告でも最初に述べておいたとおり、県民所得統計自体の抱えている基本的問題点に鑑み、たんに理論面あるいは実際面の一面のみに墮することなく、両面の相互交渉の上から、正鵠を得た研究開発や推計実施が進められなければならないと考えられる。